

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告します。

認定第 1 号 平成 23 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 平成 23 年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 23 年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 23 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 23 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 23 年度岩国市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 平成 23 年度岩国市小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 16 号 平成 23 年度岩国市水道事業会計決算の認定について

認定第 17 号 平成 23 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

認定第 19 号 平成 23 年度光地域広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について

以上 9 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 98 号 平成 24 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 102 号 平成 24 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 103 号 平成 24 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 104 号 平成 24 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 108 号 平成 24 年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 109 号 平成 24 年度岩国市小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 112 号 岩国市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

議案第 117 号 岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第 118 号 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

議案第119号 岩国市下水道条例の一部を改正する条例

議案第121号 岩国市水道条例の一部を改正する条例

議案第123号 岩国都市計画川下土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

議案第130号 不動産の取得について

議案第131号 不動産の取得について

以上13議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告申し上げます。

認定第1号 平成23年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、

衛生費のごみ焼却処理施設建設事業費に関し、
委員中から、新しいごみ焼却処理施設建設の今後のタイムスケジュール、及び岩国港臨港道路の整備状況について質疑があり、

当局から、「日の出町に建設を予定している新ごみ焼却処理施設については、平成30年度に完成し、平成31年度から供用開始する予定である。

また、国土交通省が事業主体である岩国港臨港道路については、当初は平成29年度に完成予定であったが、現在は事業再評価が行われ、平成32年度の完成予定と聞いている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「ごみ焼却処理施設が稼働した後、臨港道路の整備が完了するまでの期間は、昭和橋から帝人岩国事業所に至るまでの道路、通称「産業道路」を、かなりの台数のごみ収集車が通行することになり、

交通量の大幅な増加が予想される。

この期間を少しでも短くするため、臨港道路の完成を前倒しするよう国に強く要望してはどうか」との質疑があり、

当局から「市としても、ごみ焼却処理施設の完成に合わせて臨港道路が整備されることが望ましいと考えており、国に対し早期完成の要望を行っているが、今後も機会あるごとに要望してまいりたい」との答弁がありました。

次に、土木費の都市計画費に関し、

委員中から、「三笠橋交差点は、今年度中に歩車分離式からスクランブル方式に変更すると聞いているが、進捗状況はどうなっているのか。

また、同様に歩車分離式である梅が丘団地入口交差点は、今後どのように整備されるのか」との質疑があり、

当局から、「三笠橋交差点については、12月末までに車道のラインの引きかえ作業等を行い、今年度中にはスクランブル方式に変更される予定である。

また、梅が丘団地入口交差点についても、今年度中にスクランブル方式に変更されると聞いている」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第121号 岩国市水道条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「条例を改正した場合の水道料金について、

子育て世代家庭の標準と考えられる管径13ミリメートルの契約で50立方メートル及び60立方メートル使用したとき、どれくらい上がるのか」との質疑があり、

当局から、「2カ月で50立方メートル使用した場合、現行料金で3,454円、新料金で4,357円となり、903円の値上げとなる。

60立方メートル使用した場合、現行料金で4,347円、新料金で5,460円となり、1,113円の値上げとなる」との答弁がありました。

これを受けて委員中から「提案時の説明では、標準家庭で1日につき10円程度の値上げ幅とのことであったが、値上がり幅が大きくなっている。使用量がふえれば値上がり幅が大きくなるのか」との質疑があり、

当局から、「標準家庭の平均使用量である2カ月40立方メートルよりもふえれば、当然値上がり幅は大きくなっていくが、値上がり率は逆に下がってくるような設定としているので、御理解いただきたい」との答弁がありました。

本議案については、討論において一部委員から、「災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりを進めていく上で、水道施設の耐震化は重要であり理解はできるが、限られた収入で子育てをしている家庭への負担は重く、反対」との意見があり、

また、「水道施設の耐震化は早急に解決すべき課題であり、生命の維持に不可欠な水を確保するための負担と考えると値上がり幅はわずかである。

逆に、値上がり幅をさらに大きくして、より早く耐震化事業を進めてほしいので、賛成」

との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。